平成２７年（フ）第３０号
鳥取県米子市新開６丁目15番７号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目14番２―208号
債務者　内田恵利加
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５７号
鳥取県西伯郡南部町市山414番地、前住所鳥取県西伯郡南部町原570番地18
債務者　古田　尚子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８９号
徳島県小松島市堀川町３番18号、旧住所徳島県小松島市金磯町12番23―４号
債務者　関本　雅人
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２号
愛媛県松山市東野５丁目甲930番地50
債務者　髙市ケイ子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４２号
宮崎市曽師町90番地２
債務者　森山　泰裕
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目18番13号
債務者　篠原　美沙
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町11番４号　堂原電気商会
債務者　**鶴**之園幸子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市西田１丁目６番地９　黄金ビル702号
債務者　佐竹　　統
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市坂元町48―８、住民票上の住所熊本県熊本市南区元三町２丁目４番22号志柿アパート102
債務者　福嶋　鈴香
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目33番64号　グリーンハイツ米元203号
債務者　大田　則子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
鹿児島県鹿児島市東坂元１丁目19番10号
債務者　商崎　早織
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２０号
鹿児島県出水市高尾野町大久保153番地１、前住所鹿児島県出水市高尾野町大久保7364番地１
債務者　石川　文世
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2231番地、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町4530番地１　サンヒル105号
債務者　山本　香奈
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県薩摩川内市東大小路町17―５、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市平佐町3128番地３
債務者　川畑　一則
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
長野県岡谷市加茂町２丁目17番408号
債務者　九貫　富貴
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３８号
長野県飯田市上郷飯沼3024番地１
債務者　杉本　貴弘
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３９号
長野県飯田市上郷飯沼3024番地１
債務者　杉本　睦子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
長野地方裁判所飯田支部